

最高裁秘書第2408号

令和3年7月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年7月26日に答申（令和3年度（最情）答申第6号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第14号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年7月29日（令和2年度（最情）諮詢第14号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第6号）

件名：取調べ対応・弁護実践マニュアルの一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「取調べ対応・弁護実践マニュアル（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「取調べ対応・弁護実践マニュアル第4版」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年6月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

日弁連が弁護士及び司法修習生に対して提供している取調べ対応及び刑事弁護に関するノウハウが公になったとしても、司法研修所の裁判教官を通じて既に裁判所に伝わり、司法研修所の検察教官を通じて既に法務省及び検察庁に伝わっている内容が公になるだけである点で弁護人の弁護活動に悪影響が生じるとはいえない以上、日弁連の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

また、本件対象文書の資料編の最高検、警察庁及び法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の各文書（国家公安委員会規則を含む。）が公になったとしても、これらの文書はそもそも日弁連が作成した文書ではない以上、日弁連の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

そのため、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに定める不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 (1) 本件対象文書は、司法修習で用いるものとして、毎年、導入修習開始前に司法修習生に対して送付している資料のうちの一つであり、発行元の日本弁護士連合会から提供を受けて取得したものである。

(2) 本件対象文書を開示することによる支障（不利益）の有無について、日本弁護士連合会に第三者照会の手続を行った結果、以下のようない意見（以下「本件意見」という。）が提出された。

ア 本件対象文書のうち1頁から92頁までは、日本弁護士連合会の会員向けに弁護実践の方法等が記載されており、外部への公表を予定して作成したものではなく、公にすることにより、個々の刑事弁護活動に支障が生じるおそれがある。

イ また、本件対象文書のうち93頁から106頁まで及び119頁から126頁までについては、最高検察庁から、日本弁護士連合会の会員限りとの条件で提供されたものであり、法5条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されている。

(3) 上記(2)の意見を踏まえると、本件不開示部分には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、同情報は法5条2号イに定める不開示情報に相当するといえる。

(4) なお、苦情申出人は、司法研修所の教官を通じて裁判所や検察庁等に伝わっている内容が公になったとしても日本弁護士連合会の正当な利益を害するおそれがあるとはいはず、また、同連合会の作成によらない文書を公にした

としても、同連合会の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと述べる。しかし、本件対象文書が司法修習で用いられる資料であることをもって外部に公表されたものとはいえないし、本件対象文書の一部が情報提供先から外部に公表しないとの前提で提供された経緯からすれば、本件不開示部分には、公にすることにより同連合会の正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているといえる。

2 しかしながら、本件不開示部分に記載された情報について、日本弁護士連合会、最高検察庁及び法務省に照会を行った結果、本件不開示部分のうち、別紙記載の各部分については、いずれも開示して差し支えない旨の意見が提出された。そして、これらの意見を踏まえると、当該部分はこれを公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは小さく、法5条2号イに定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えるに至った。

なお、その余の部分については、上記1記載のとおり、同法第5条第2号イに定める不開示情報に相当すると思料する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 令和2年7月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 令和3年3月19日 | 審議 |
| ⑤ 同年2月19日 | 日本弁護士連合会から意見書を收受 |
| ⑥ 同年5月14日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年6月11日 | 審議 |
| ⑧ 同年7月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 (1) 本件対象文書について

本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、日本弁護士連合会が編集・発行し、司法修習で用いるものとして、導入修習開始前に司法修習生に対して送付している資料のうちの一つであり、第1部では、捜査、公判前整理手続等及び公判の各段階において、取調べの可視化を踏まえてどのような弁護実践をすべきかが示され、第2部では、各種書式やチェックリスト及び関係資料が収録されていることが認められる。そして、本件不開示部分は、第1部の見出し及び本文の全てと、第2部のうち、日本弁護士連合会が本件意見において法5条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されていると述べた部分であり、同部分には最高検察庁及び法務省に関する情報が記載されていることが認められる。

(2) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分について

当委員会が当委員会庶務を通じて、本件不開示部分に記載された情報について、日本弁護士連合会に照会を行った結果、日本弁護士連合会から、本件不開示部分のうち、別紙記載の1、2及び5から10までの各部分については、いずれも開示して差し支えなく、また、最高検察庁の依命通達等については最高検察庁において開示による具体的支障がないことが確認できれば開示して差し支えない旨の意見書が提出された。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記照会結果を踏まえ、最高検察庁及び法務省に照会を行った結果、最高検察庁及び法務省から、本件不開示部分のうち、別紙記載の3、4、11及び12の各部分については、いずれも開示して差し支えない旨の意見書が提出され、これを踏まえると、別紙記載の各部分はこれを公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは小さく、法5条2号イに定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えるに至ったことである。このような説明及び別紙記載の各部分の記載内容を踏まえれば、同

部分については、これが公にされたとしても、法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれはがあるとは認められない。そのほか、別紙記載の各部分について、法5条に定める不開示情報に相当するような記載は見当たらない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は、法5条に規定する不開示情報に相当するとは認められない。

(3) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分について

本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分については、日本弁護士連合会の会員向けに弁護実践の方法等が記載されており、本件対象文書が外部への公表を予定して作成されたものではないということも踏まえて検討すれば、同部分が公にされた場合には、日本弁護士連合会の会員の刑事弁護活動に支障が生じるおそれがあると認められるから、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）とする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、司法研修所の教官を通じて裁判所や検察庁等に伝わっている内容が公になったとしても日本弁護士連合会の正当な利益を害するおそれがあるとはいはず、また、同連合会の作成によらない文書を公にしたとしても、同連合会の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと述べる。しかしながら、本件対象文書が司法修習で用いられる資料であることをもって外部に公表されたものとはいえないことを踏まえれば、本件不開示部分には、公にすることにより同連合会の正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているといえるから、苦情申出人の主張は上記の判断を左右するものではない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分については、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分に係る判断は妥当であるが、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は法5条に規定する不開示情報に相当するとは認められないから、開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

(別紙)

| | | |
|----|------------------------|-----------------|
| 1 | 目次 1 ページ | 5 行目から 13 行目まで |
| 2 | 目次 2 ページ | 6 行目 |
| 3 | 目次 2 ページ | 25 行目から 36 行目まで |
| 4 | 目次 3 ページ | 6 行目から 10 行目まで |
| 5 | 本文 1 ページ | 1 行目から 4 行目 |
| 6 | 本文 2 ページ | 28 行目 |
| 7 | 本文 7 ページ | 27 行目 |
| 8 | 本文 8 ページ | 28 行目及び 29 行目 |
| 9 | 本文 9 ページ | 5 行目及び 22 行目 |
| 10 | 本文 56 ページ | 1 行目 |
| 11 | 本文 93 ページから 106 ページまで | 全部 |
| 12 | 本文 119 ページから 126 ページまで | 全部 |